

平成22年度鳥取県環境審議会(第1回) 議事録

(事務局:寺坂課長) そうしましたら定刻となりましたので、ただ今より平成22年度鳥取県環境審議会、第1回を開会させて頂きたいと思っております。開会に先立ちまして、鶴崎会長さんよりご挨拶をお願いします。

(鶴崎会長) 前回は1月に雪が降った時にやりましたけども、今回も4月というのに寒い日が続いて、なんか変わった気候だなと思うこの頃ですけれども、今日はたくさんの方にお集まり頂きましてどうもありがとうございました。今年度最初の審議会ということですけども、任期的には今回で最後の会議になります。どうぞ宜しくお願い致します。

(寺坂課長) ありがとうございました。続きまして、本来なら生活環境部長が参ってご挨拶を差し上げるところで、所用のため上京中でございますので、事務局を代表致しまして三木生活環境部次長よりひと言ご挨拶申し上げます。

(三木次長) 皆さん、こんにちは。4月から生活環境部次長でございます、三木でございます。今後とも宜しくお願い致します。本日は、年度当初の本当にお忙しいところたくさんお集まり頂き、ありがとうございます。それから、先程会長さんのほうからございましたように、任期が2年ということでお願いしておりまして、今回がそういう意味で締めになります。皆さん本当にありがとうございました。また今後とも宜しくお願い致します。

議案につきましては、本日は大気・水質部会でご審議頂いております騒音、振動、悪臭に係る規制地域の見直しについて、経過をご報告頂けるということで、改めて全体会のほうでご用意頂くということになっておりますので、宜しくお願い致します。それから、今回新たに廃棄物処理計画について諮問させて頂くということでございます。廃棄物処理計画は、廃棄物の現況とか適正処理に関する県の基本方針を示す非常に重要なものでございますので、宜しくご審議の程お願い致します。

(寺坂課長) ありがとうございました。続きまして、本日お配り致しております資料の確認をお願いしたいと思います。次第の下のほうに配布一覧を付けておりますけども、枝番がございますけども資料1から資料7までということでございます。不備等ございましたら事務局のほうに申し出て頂けたらと思います。

続いて本日の出席委員数でございますけども、委員数30名中、本日22名の方にご出席頂いております。鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第32条第2項に定めます審議会の定足数であります、半数以上を満たしていることをご報告致します。

続いて、各部会を担当します事務局について変更がございましたので、自己紹介をさせて頂きたいと思っております。水・大気のほうから。

(若林補佐) 水・大気環境課の課長補佐をしております若林と申します。本来ですと、課長、広田のほうがこの場に出席するところですけども、所用がございまして本日は私が代理で出席させて頂いております。宜しくお願い致します。

(森本課長) 続きまして、4月1日で循環型社会推進課長を拝命しました森本と申します。米子出身の事務屋ですので宜しくお願い致します。

(事務局:寺坂課長) それでは、今後の進行のほうを鶴崎会長さんをお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。

(鶴崎会長) それでは早速ですけども議事に入りたいと思いますが、お手元の議事次第にありますように、審議事項ですね。いちばん上の、騒音、振動、悪臭に係る規制地域の見直しについてということですけども、これの答申を出すというのがあります。これは、今年の1月の環境審議会で大気・水質部会に審議をお願い致しまして、検討をしていかれておりました。まず現在の経過、計画案の策定状況などについて県のほうから説明をお願い致します。

(若林補佐) 水・大気環境課の若林です。どうぞ宜しくお願い致します。ちょっと座って説明をさせて頂きます。資料の1-1をご覧ください。騒音、振動、悪臭に関わる諮問の、今年の1月7日にお願いをしたものでございます。1つには、環境基本法に基づく環境基準の類型当てはめをする地域、そこに関して指定していきたいとい

うことを考えているところです。さらに1つには、騒音規制法における特定事業所において発生する騒音、あるいは特定建設作業に伴って発生する騒音等について規制する地域、そして騒音規制法に基づきます自動車騒音の限度を定める省令の別表により知事が定める区域、そして騒音規制法第3条第1項に基づき振動を規制する地域及び悪臭防止法に基づき悪臭を規制する地域を指定するという点についてご意見をまとめたものです。

内容につきましては、資料1 - 2をご覧ください。はぐって頂きまして、1ページに見直しを行う市町村を示しております。直近の見直しから時間が経過して、現在の土地利用状況を反映していない地域区分が見られることから、地元への意向調査により見直しを行うというものでございます。環境基準においては、環境基本法に基づき指定地域を知事が指定することとなっております。現在は、鳥取市においては環境基準がございませけれども、米子市、倉吉市、境港市、日吉津村については環境基準がない状況であります。今回、その部分を指定していきたいということでございます。それから、騒音、振動、悪臭に係る規制地域については現在もあるところですが、地域の追加あるいは削除を考えているということでございます。

はぐって頂きまして、2ページに地域の一覧を示しております。環境基準については、米子市、倉吉市、境港市、日吉津村で新規に指定、騒音につきましては倉吉市と八頭町で変更、振動については倉吉市で変更、八頭町で新規、悪臭につきましては、米子市の変更ということでございます。詳細につきましては3ページに示しているところでございます。

4ページに見直しのスケジュールを示しております。環境基準においては平成20年度より、騒音、振動、悪臭に関しましては平成21年度より見直しの作業に入りました。関係市町村との意見交換を行い、原案を作成しまして、今年の1月に諮問をさせて頂いたということでございます。その後パブリックコメントを行い、3月12日に大気・水質部会においてご審議されたところであります。また、5ページには見直しの過去の経過を示しております。

6ページ以降には、騒音、振動、悪臭に関しますところの根拠ですとか、あるいは地域指定の考え方というもの示しておるところでございます。地域指定の指定については、都市計画法による地域指定に準じて地域を指定する形になっております。2ページに戻って頂きますと、悪臭防止法につきましてはほとんどの市町村が行っているところですが、騒音規制法あるいは振動についてはやはり都市計画法に基づくところの地域指定を行っているところですので、八頭町につきましては、都市計画法による指定地域のうち用途指定地域がないところがございますけれども、地域指定を行っておられるということでございます。

めくって頂きまして、資料の1 - 3です。A3のものを折っていると思えますけれども、各見直し案について色分けをして指定地域が分かるように記載しております。

資料の1 - 4をご覧ください。今年の1月13日から2月9日までに募集を行ったパブリックコメントの資料を示しております。その結果として、めくって頂いて、結果についての詳細を「騒音・振動・悪臭規制地域の見直し案に係る意見募集結果」として取りまとめしております。そのパブリックコメントの結果を踏まえまして最終案を作成しまして、今年の3月12日に大気・水質部会でご審議を願ったというところでございます。以上でございます。(鶴崎会長) どうもありがとうございました。続きまして、部会での審議結果を大気・水質部会長であります岡崎先生から審議の状況を報告頂きたいと思っております。お願いします。

(岡崎部会長) それでは、大気・水質部会の審議の状況をご報告させて頂きたいと思っております。先程会長さん、それから事務局のほうからご紹介がありましたように、3月12日に大気・水質部会を開催して本件について審議致しました。検討の中身は先程の説明のとおりですけれども、騒音の環境基準が適応されにくい区域はどういう形で指定するのか、それから騒音と振動と悪臭の問題について法律で規制する区域をどういうふうに定めるか、これらについて事務局のほうで用意して頂きました地図を基に部会のメンバーで議論を致しました。審議の着眼点といえましょうか、ポイントですけれども、これらの事務局の原案につきまして住民の方々のご意見が適切に反映されているかどうか、こういったところに重点を置いてチェックしました。また、地域の現在の土地利用状況がこの規制地域にうまく合っているかどうか、こういったところもチェック致しました。それから、先程ご紹介がありましたパブリックコメント、これが適切に行われていたかとか、こういったあたりを審議致しま

した。結論から言いますと、事務局のほうで用意して頂いた見直しの案、これが適切であるというような結論に至りました。ご報告は以上です。

(鶴崎会長) どうもありがとうございました。それでは、今の説明につきまして別なご意見等はございませんでしょうか。ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。ございませんでしょうか。特にないようでしたら、これを大気・騒音の見直しに関してのこの審議会としての答申案というふうになりますけれども、宜しいでしょうか。

(異議特になし。)

(鶴崎会長) それでは、そのようにさせて頂きたいと思えます。ありがとうございました。

それでは引き続きましては2番目ですね。議題の2の諮問事項の廃棄物処理計画について県のほうから説明をお願いしたいと思います。

(森本課長) それでは、資料の2-1をお願いします。諮問であります。「諮問 鳥取県環境審議会 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定に基づく『鳥取県廃棄物処理計画』について、同条第3項の規定により貴審議会の意見を求めます。平成22年4月23日 鳥取県知事 平井伸治」、印がありまして、裏面を見て頂きますと諮問理由を書いております。縷々書いておりますので、諮問理由につきましてかいつまんでご説明致しますと、まず、県における廃棄物処理計画の策定は法に基づきまして知事の責務となっております。本県では平成19年3月に廃棄物処理計画、これは年次は平成18年から22年度の5ヶ年経ったわけでございますけれども、策定致しまして今日に至っているという現状であります。その計画をいろいろ検証していきますと、例えば、一般廃棄物の排出量や産業廃棄物のリサイクル率等につきましては目標を達成するなど一定の成果があった項目がある一方で、一般廃棄物のリサイクル率等については目標に未達であり、一層の取り組みが下の項目に内包してあります。また政府は、温室効果ガスの排出を平成32年に25%削減との目標を打ち出すなど新たな課題も生じてきておりますし、PCBとかアスベストを含有する有害廃棄物の取り扱いや環境教育推進など引き続き充実が必要な課題もあるわけでございます。こうしたことを踏まえまして、平成23年から27年まで5ヶ年間で、そこに記載しております法に定めた1から5の項目を内容とする新たな廃棄物処理計画を策定することと致しましてこの度策定にあたり、審議会のご意見を伺うということになります。

この計画策定にあたりましては策定のスキームを、続きまして資料の2-2のほうでご説明したいと思います。宜しいでしょうか。「鳥取県廃棄物処理計画策定スキーム」とありますが、繰り返しになりますけれども、計画年度は平成23年度から27年度までの5カ年でありまして、位置付けは法定計画だということになります。次の体系図で県とか国のそれぞれの取り組みの中での位置付けを示しております。ちなみに、この取り組みの中で、下程ですけれども、「廃棄物の減量その他その適正な処理」うんぬんかんぬんという部分では基本的な方針ということが書いてありますけれども、これは計画策定に当たっての1つの目安として国の考え方をまとめたものでありまして、本日資料の2-4として皆様のお手元のほうに配布しておりますので、また後でご覧頂ければと思います。

それで、裏面を見て頂きますと、3の具体的な計画の概要でございますけれども、第1章から第6章まで書いてありますけれども、法律で現在構成されております事項につきまして、ここで記載しております構成でまとめていきたいと考えているところでございます。基本的には今の計画とほぼ同じ体制であります。次にスケジュールでございますけれども、当審議会の廃棄物部会によって検討するとともに、事務局においては県民への電子アンケートを、とか、県庁内の関係部を含む検討、更には市町村、NPO、関係団体との意見交換で幅広く意見を吸い上げながら12月末には計画案を取りまとめ、県民からパブリックコメント、市町村への正式な意見照会を行い、なんとか3月には当審議会の答申を得て計画の公表にこぎ着けたいと考えているところであります。以上が策定に当たっての進め方の説明であります。

続きまして資料2-3をお願いします。策定に当たってのポイントと申しますか、現在、本県における廃棄物の現状と課題につきまして問題提起として簡単に説明させて頂きます。まず1番目、一般廃棄物の現状と課題についてでありますけれども、中程に棒グラフが2つあります。一般廃棄物の排出量、1人1日当たりの排出量ということでありまして、まともに排出量がございまして、平成18年度から低減傾向にありまして、平成20

年度の暫定数値におきましては、平成22年度の目標値をクリアする見込みであります。ですから、大体排出の抑制という観点からは、一定の成果が上がってきているのではないかということが評価されるわけでありませぬ。このために、下に表を付けておりますけれども、「全国の数値から見る鳥取県の状況」という部分ですけども、この左側ですけども、47都道府県中の12位ということで、まずまずの鳥取も位置しているということでありませぬ。しかしながら、問題は右側のリサイクル率というほうでございまして、こちらを見て頂きますと現在24位ということで、やや苦戦しているわけでありませぬ。次のページを見て頂きますと、処理の内訳と致しまして、減量化・再生利用いろいろありますけれども、この中で再生利用のところでありませぬけれども、なんとか年々上昇はしてきているものの平成20年度の暫定値は19%でありまして、目標値の25%に達しない見込みであります。これに連動致しまして、下の表でございませぬけれども、最終処分量も平成22年度の目標値を大きく上回っているということでありませぬ。これが現状であります。こうした動向を踏まえまして今、県や市町村がどんな取り組みをやっているかということを下に記載しておりますけれども、とりわけ先程来、思っておりますリサイクルという観点からいいますと、県におきましては、上から2つ目ですけども、金融機関等から出るペーパー・シュレッダーダスト、こういったものの資源化の推進、これは畜産農家に提供して敷きワラとして使ってもらっているんですけども、こういう取り組みであるとか、あと県の公共施設等から出る生ごみの食品リサイクルのルートの推進、このあたりに軸足を置いて今、施策を展開しているというところでありませぬ。また、市町村におかれましては、いちばん下を書いておりますけれども、リサイクル業者を活用した生ごみ拠点回収による堆肥化の取り組みということでありまして、以降本格実施と実験的实施を記載しておりますけれども、徐々にその取り組みが拡大しつつあるというところでありませぬ。

それでは3ページ目を見て頂きたいんですけども、こうしたことを踏まえまして課題を整理してみますと、3ページでございませぬが、1つ目の で書いております通り、先程來說明してありますこうした生ごみのリサイクルを拡大していく仕掛けづくり、多分財政的な支援もいると思うんですけども、これが今後大きな課題となっているということが1つ課題としてあります。また、下の円グラフを見て頂きたいんですけども、大体ごみの分別の種類、状況から見て79.5%が可燃ごみでありまして、このうち水分が55%だということでありませぬ。ですから、減量化に当たってはまず水切りの徹底というのが何よりも大事というが1つ言えます。また1つ右にいまして、可燃物40%のうち紙、生ごみのウエイトが圧倒的に高いわけでありまして、いわゆる減量、リサイクルのターゲットはここだということになるわけでありませぬ。こういうことを踏まえまして、「主な課題」の2つ目と3つ目にありますけれども、それぞれ個人レベル、事業所レベルでこうしたデータ等をきちんと示しながら、納得してもらいながら、実践者の増加を図っていくことが何よりも必要ということを課題として考えております。

続きまして4ページ目をご覧下さい。今度は一般ではなく産業廃棄物のほうでございませぬ。こちらは、データとして平成20年度数値が出ておりませぬので分析にも限界がございませぬが、棒グラフで排出量の状況を見て頂きますと、平成19年の排出量は平成22年度の目標値を大きく上回っております。ただ、しかしながら、その内訳の数値を見て頂くと、再生利用率、減量化率、最終処分率等はほぼ目標どおりということになっております。5ページをちょっと見て頂きたいんですけども、結局、業種別とか種類別の排出量の現状を見ますと、業種的には圧倒的に建設業、製造業が高いということがありませぬし、その下の廃棄物の種類では汚泥、木くず、がれきが多いという現状であります。こうした状況を踏まえて、今、主な取り組みでございませぬけれども、まずその排出抑制に向けた取り組みとしては環境マネジメントシステムや、それから産業廃棄物処分場税等によりまして心理的なプレッシャーを与えながら抑制の動機付け等を行っておりますし、あと具体的な減量化・リサイクルの推進ということではリサイクル法に基づく取り組みの推進や、さらには環境産業の育成ということですね、出口対策の充実にも努めながら施策を展開していくということでありませぬ。

6ページ目を見て頂きますと、課題として掲げておりますけれども、何よりもまず排出量の多い建設業とか製造業に対しましては、引き続き排出抑制の働きかけを行っていくことが必要と考えておりますし、リサイクルが進んでいない汚泥とか廃プラスチック、紙くずにつきましてはリサイクルの推進を図っていくことが必要。さらにはがれきとか木くず、こういった物はある程度リサイクルが高いものがありますけれども、まだまだリサイクルができる余地があるのではないかと、逆にそういった物を欲している業者がいるようございまして、さらにリサイク

ルの伸びを働きかける必要があるということを考えております。その他、特別管理産業廃棄物、こちら1点ちょっと訂正がございまして、表の中に「単位:千トン」と書いてありますが、「千トン」というのは間違いで「単位:トン」であります。修正をお願い致します。特別管理産業廃棄物につきましては、アスベストやPCB等について適正な処理や適正保管を周知、徹底していくことが必要でございますし、その下の農業からの産業廃棄物につきましては排出量の大半を占める動物のふん尿について計画的にリサイクル推進していくことや、ビニールハウス等から出る廃プラについては一層の再生利用を図る必要があると考えております。

最後、7ページでございますけれども、産業廃棄物処理施設ということで、処分場の現状につきましてア、イ、ウでその現状をお伝えしておりますけれども、とりわけ管理型最終処分場につきましては県内に委託可能な管理型最終処分場が現在ないわけございまして、すべての管理型廃棄物を県外に依存している現状であります。したがって、課題と致しましては、県内に立地している企業、農家、経営コスト削減の観点からもなんとか県内にこういったものの確保ができないものかということが大きな課題になっております。

以上、取り急ぎご説明致しましたけれども、今回の計画策定にあたっての諮問の理由、進め方、それから計画策定にあたってのポイントでございます。ご審議の程宜しく申し上げます。

(鶴崎会長) ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に対しましてご質問等ございませんでしょうか。先程の6ページ目の「農業からの産業廃棄物の排出量」の、これも「千トン」じゃなくて「トン」でしょうかね。これは「千トン」でいいんでしょうか。

(森本課長) これは「千トン」で宜しいそうです。

(鶴崎会長) そうですか。他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(田中_後委員) 資料2-3の1ページ目なんですけれども、図の上なんですけれども、年度ごとに一般廃棄物の排出量が出ている表がありますが、16年度から18年度まで横ばい状態だったんですが、19年度に20、19年から20年度に12というふうに千トン単位で下がってきていますけれども、どういう施策が功を奏したということになるんでしょうか。解析されていると思いますので。

(山根補佐) この時期にちょうどごみ袋の有料化というようなものが始まっておりまして、特に鳥取市とかは19年度に有料化になっているというようなことがあります。そういったことが大きな影響のひとつになるのかなという具合に考えております。

(田中_後委員) 20年度も下がってきているというのは、そういうものがだんだんと定着してきたということでしょうか。

(山根補佐) やはり市町村のほうもこのごみ減量化というのは重要な課題のひとつに考えておられますので、いろんな取り組みが進んできておられるというのもあります。

(田中_後委員) そうしますと、そういう取り組みをしてそれが一般的になってくると、そこでまた止まってしまうわけですが、目標値はもうクリアしているという状況なんですけど、ただ、次のページにありますよね、次のページの最終処分量というのはクリアしてないわけで、最終的には一般廃棄物の量を中間処理して、その中間処理できなかったものが最終的にそちらのほうに運ばれてくるわけで、そういう意味では全体的に一般廃棄物の排出量というのを、22年度の目標値は203千トンですけども、それを下げるといったようなことはお考えでしょうか。

(山根補佐) 20年度もかなり下がっておりまして、22年度の目標値も進んでおるわけですけども、やはりリサイクル率ということを考えた場合には、計算式の中でいっても排出量というのはできるだけ下げていくということが重要になってまいりますので、目標を達成したからということで終わりではなしに、一步一步、できるだけ少なくすることが重要になってくるかなという具合に思っております。

(田中_後委員) 関連質問なんですけども、22年度の目標値は20万3千トンですよ。それをこの段階で暫定的にまた下げると、つまり、こういうようなことは考えておられませんか。

(山根補佐) この度の処理計画の中で5年のスパンがありますけれども、22年度の目標値を下げるということも考えていかなければいけないという具合に思っております。

(田中_後委員) どうもありがとうございました。

(鶴崎会長) 他にはございませんでしょうか。

(檜谷委員) すみません、2 - 1の資料の「諮問理由」のところに温室効果ガス削減ということが盛り込まれていますけれども、実際にこの計画の中ではどういうふうな位置付けになるのでしょうか。

(山根補佐) CO₂の話ということになりますと、思い浮かびますのは焼却を減らすというようなことが出てくるんじゃないかなという具合に思っております。ですから、可燃ごみ、こういったものをいかに減らしてリサイクルとかそういった格好で処理していくのかというようなことでの方策になるんじゃないかなという具合には考えております。

(檜谷委員) 具体的に何か目標値とかいうものを掲げて、努力目標にするとか。

(山根補佐) 今、現段階ではそういった数値的なものはまだ設定してはおりませんが、この計画の中でそういったこともあるようでしたら触れていくということになっていると思います。

(鶴崎会長) その他にはいかがでしょうか。

(中野委員) 資料2 - 3で5ページ、汚泥のリサイクル率がちょっと悪いということなんですけれども、先程の森本課長の説明で「リサイクルの推進を図っていく」というような言葉が出ましたが、具体的にどのようなリサイクル方法を考えられていますでしょうか。

(中村補佐) そのあたりは、計画を策定する中でいろんな情報を得ながら検討していきたいという具合に思います。

(中野委員) 宜しいですか。この汚泥というのは汚れている泥なわけですけど、この種類の中には普通の泥というの也被まれているのでしょうか。

(中村補佐) 通常の泥という、いわゆる土砂は含まれておりませんので。例えば下水道から出ます汚泥でありますとか、あるいはいろんな工場排水を処理した後に出てくるそういった残ったカス、そういった汚泥をこの「汚泥」と称しております。

(鶴崎会長) どうぞ。

(中野委員) 例えばなんですけど、普通の泥水であれば、例えば殿ダム工事事務所がしている方法なんですけれども、泥水を天日で乾かしてもいつまでも泥水ですよ。それをもし新聞の古紙プラスセメントで混ぜ合わせることによって、24時間以内に普通の土に再生するというような技術開発をされておられます。ですから、そんなに化学物質とかいろいろな人的被害があるような汚泥じゃなければ、そのような技術を用いてリサイクル率をアップさせるとかということが考えられるかなと思まして質問させて頂きました。

(鶴崎会長) ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。

それでは、他になければ今回の諮問事項につきましては専門的な審議をさらに時間をかけて審議する必要があると思いますので、廃棄物・リサイクル部会のほうでさらに詳しく議論して頂きたいと思っておりますけれども、その後この本審議会のほうでまた再度見直しするという手続きにしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。宜しいでしょうか。

(鶴崎会長) ありがとうございます。それでは、廃棄物・リサイクル部会のほうに付議させて頂きますので、引き続きそちらのほうで議論をお願いしたいと思います。部会長の近藤先生、いろいろと。あとリサイクル部会の皆様、どうぞ宜しくお願い致します。事務局から何かございませんでしょうか。

(森本課長) 廃棄物処理計画の策定にあたりましては、実際に業務に携わっておられる方の意見も拝聴する必要があることから、業界代表として当審議会に参加して頂いている岡崎博紀委員にも加わって頂くことをお願いしたいと思っておりますが、宜しくお願いします。

(鶴崎会長) ただいま要望のありましたことにつきまして、今日は岡崎博紀委員は欠席されているようなんですけれども、何か聞いておられますでしょうか。

(森本課長) 一応参加了承は得ております。

(鶴崎会長) ありがとうございます。それでは岡崎博紀委員にも、現在所属して頂いております部会に加えてこの本諮問の審議に係りまして廃棄物・リサイクル部会にも参加して頂きたいと思っております。

ここまでの事務局の説明についてご意見、ご質問等はございませんでしょうか。宜しいでしょうか

(田中^後委員) もう一つちょっと聞き忘れていたことがありまして、廃棄物の処理施設というものの7ページでございますけれども、7ページの表ですけれども、最終処分量というのが安定型、要するにいろいろ変化しなくて、土壤汚染なんかも比較的考えられない安定型の県内の処分量というのが平成18年から19年で下がってきていますよね。大幅に。それは、県内の安定型処分場がかなりいっぱいになってきたというようなことを反映しているのでしょうか。そうしますと、いろいろその処分場確保ということを考えなくてはいけないと思うんですが、そういうことなんですか。このデータは、つまり、県内のが10千トンですね。それから、5と、半分に減っていていますね、安定型の処分量が、県内に運び込まれる施設の。それは、要するに県内の安定型処分場の施設がかなりいっぱいになってきて、県外のほうに、そっこのほうに送らざるを得なくなっているような現状があるということなんですか。

(中村補佐) 県内には、いわゆる委託可能な安定型処分場は今7施設ございますけれども、特に容量が逼迫しているとかそういうことではないというふうに考えておりまして、現在の試算では今後7年程度の容量があるのではないかとこのように思っておりますけども。

(田中^後委員) ちょっとデータ的に変わってきているので、何かあったのかなというようなことで、安定型の処分場がないとなかなか、要するに処分場の確保がかなり課題になってくるのかなと。というようなことを考えたものですから。県内に安定型の処分場の確保が大切になってくるのかなというふうなことを考えたものですか、ちょっと質問させて頂きました。

(鶴崎会長) ありがとうございます。他にご質問等はございませんでしょうか。どうぞ。

(外池委員) 失礼致します。東部消費生活モニター協議会の外池でございます。どうぞ宜しくお願い致します。廃棄物の会合をなさるといことで、その中にちょっと気になることをお考え頂きたいなと思って、主婦としてのあれなんですけれども、今テレビのあれが進んでいると思うんですけど、これからそういうふうな物が捨てられないかなということをお心配しておりますので、そういうふうなところもちょっと1つ考えて頂きたいなと思っております。以上です。

(鶴崎会長) 何かありますでしょうか。

(中村補佐) テレビのそういった不法投棄が増えるのではないかとこのことでございますですね？確かに地デジ化ということで、これまでのブラウン管テレビが大量に廃棄されるということでそういった懸念もあるわけでございます。不法投棄等の監視については東・中・西それぞれ監視の専門家の方には回って頂いております。そういったことは未然に防ぎたいと。それと合わせまして、昨年度ですけれども、トラック協会とかタクシー協会とか、常日頃そういった県内をくまなく歩いておられる方と協定を結びまして、そういった不法投棄についても早期発見、早期撤去ということで継続的に不法投棄を防ぐ、というふうに考えておりますし、そういったガラス、ブラウン管テレビですね。そういったガラスのリサイクルについても現在、衛生環境研究所のほうで研究しておりますので、そういったことでリサイクルが進めばそういった不法投棄のほうも多少なりとも減るのではないかとこのふうには考えておるところでございます。

(鶴崎会長) 他にはございませんでしょうか。

なければ、続きまして議事次第のほうになっていきます報告事項のほうを、5点ほどありますけれども、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。質問は後でまとめたほうが良いと思いますので、続けて説明をして頂ければと思います。

(平木主幹) それでは、資料3についてご説明させていただきます。平成21年度版鳥取県環境白書(実績編)の発行についてでございます。お手元のほうに配りました資料1枚ものと、それから1冊、ちょっと分厚い、ホチキス留めをしましたものが白書の中身でございます。この環境白書につきましては、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第8条第1項の規定で鳥取県が行います環境保全に関する様々な施策、及び環境の状況をまとめたものでございます。年度当初に「施策編」ということで、これからどういう施策を行っていくかというのを発行しまして、年度末には1年間の事業成果、あるいは環境の状況をまとめた形で発行しております。平成18年からこれまで紙ベースで発行していましたが、現在の形のインターネット等を通じたデータの公表ということで、極力その方向性を持たせております。ただ昨年、21年度版につきましては、6月に「施策編」を

出しました。その後、21年の9月に環境をキーワードとした社会成長戦略ということで、「とっとり発グリーンニューディール」という戦略を県のほうで起ち上げました。これに関連します事業を年度途中、補正予算等を組みまして実施しておりましたので、これらを載せることで若干発行が遅れ、3月という時期までずれ込んだ次第でございます。

主な内容につきましては、従来の環境白書の項目に加えて、7番目に「とっとり発のグリーンニューディール関連事業」というものを施策に追加しております。それと、21年度の鳥取県の環境の状況ということで、8つの項目になりますが、それを実績編として記載しております。この環境白書につきましては県のホームページに記載し、閲覧可能にしておりますし、必要な部分のダウンロードができるようになっております。また、住民の方が利用しやすいように、市町村に設置してあります公共用の端末インターネット等でも閲覧できるようにしておりますし、図書館、市町村にも利用方法に関するチラシ等を配布しております。簡単ですが、以上でございます。

(鶴崎会長) ありがとうございます。引き続き、公共用水及び地下水の測定結果についてお願いします。

(若林補佐) 資料4をご覧ください。公共用水域及び地下水の水質測定結果についてお示しをしております。公共用水域につきましては毎年測っているところでございますけれども、主な測定地点としまして合計120カ所、生活項目としまして9項目の項目で測定をしております。水質の状況につきましては、海域、河川は概ね清浄、あるいは清浄というところでございますけれども、湖沼につきましては汚濁、あるいは富栄養化というようなことが見られるという状況でございました。

めくって頂きます環境基準の適合状況でございますけれども、海域ではすべて環境基準に適合と。河川においては、2地点を除いて環境基準に適合しました。湖沼につきましては、中海の2地点のみ全窒素について環境基準に適合と。その他の項目につきましては不適合の状況でございました。

それから健康項目でございますけれども、重金属等の健康項目でございますが、26項目について同様に測定をしました。結果につきましては、下のほうにありますけれども、塩見川の1地点及び中海の3地点のほう素、並びに塩見川の1地点においてセレンが環境基準に適合しておりませんでした。なお、ほう素については海水の影響であろうということと思われます。以上でございます。失礼しました。地下水ですね。地下水につきましては次のページでございますけれども、9市町の62ヶ所を測定しました。項目につきましては、重金属等の26項目でございます。平成20年度は、概況調査において1ヶ所の汚染井戸がありました。その調査結果について下のほうに取りまとめておりますけれども、ふっ素、ほう素、砒素、あるいは硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、トリクロロエチレン等で基準をオーバーしたというところがございます。以上でございます。

(鶴崎会長) 続きまして、大気汚染調査の結果についてお願い致します。

(若林補佐) 資料5をご覧ください。常時監視としまして、鳥取、倉吉、米子で5項目を測定しております。また、自動車排ガス測定局において、これは栄町と米子市役所で3項目を測定しているところでございます。具体的な項目で言いますと、二酸化イおう、一酸化炭素、二酸化窒素、これらについて環境基準をすべての地点で達成したということでございます。それから、浮遊粒子状物質につきましては、平成20年度において倉吉保健所の測定局で年間の所定の測定の有効時間が達しなかったということもありまして、倉吉保健所測定局を除いてすべて値点で環境基準を達成したという状況でございます。

それから、光化学オキシダントにつきましては、毎年環境基準を達成していないという状況が続いております。それで、まず環境基準の0.06ppm(=60ppb)なんですけれども、その上に注意報レベルという0.12ppm(=120ppb)という値があるところなんです。鳥取県では注意報レベルというものは出ておりませんけれども、他県では注意報が出ているという所があります。この光化学オキシダントについては、全国的にも環境基準を達成していたという所は0.1%と、極めて低いという水準にあるものです。

下のほうの有害大気汚染物質モニタリングでございますけれども、環境基準が設定されております4項目ですが、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタンについては、すべて環境基準を達成しました。また、指針値が設定されております7項目については指針値以下であったということでございます。

めくって頂きます、別紙ということで光化学オキシダントの調査について資料を付けさせて頂いております。

光化学オキシダントについては、先程説明しましたように鳥取、倉吉、米子という部分での測定情報しかございません。それで、山間部等でどうだとかということがちょっと分からない状況でして、測定局の増設等を考慮したいということもありまして、平成20年度から山間部等の調査を開始しているところでございます。調査結果については、山間部でも高濃度になると、あるいは都市部よりも高濃度となる場合があるということが確認されております。ただ、同一地点においても年度変動があったりということがありまして、本年度も引き続き調査を続行していくということとしております。その調査結果を基に、今後の増設等の検討を行っていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

(鶴崎会長) ありがとうございます。では、引き続きましてダイオキシンの説明をお願いします。

(若林補佐) 資料6をご覧ください。ダイオキシンの調査については大気・水質・底質、川の土ですね、それから地下水、それとあと普通の土というところで、合計45地点で調査をしております。調査期間につきましては、5月から1月ということでございます。結果は、環境基準と比べまして低い値というところで、調査を開始しました平成12年度と比べて大幅に減少しているという状況でございます。以上でございます。

(鶴崎会長) ありがとうございます。最後ですけれども、ニホンジカの保護管理計画についてお願い致します。

(尾崎課長) 公園自然課長の尾崎でございます。資料7をお願い致します。4月13日に鳥取県から環境審議会に諮問し、4月15日に審議会長から鳥獣部会に付議されましたニホンジカの保護管理計画について、本日10時から鳥獣部会で審議がございました。その結果、諮問のとおり適当であるということで了承されました、本計画の概要についてご報告を致します。

まず、特定鳥獣保護管理計画制度というものについてご説明をさせていただきます。これは、そこにも書いておりますけれども、鳥獣保護法第7条に基づきまして、野生鳥獣の数が著しく増加した場合、または減少した場合に、保護を図る必要がある種について県が鳥獣保護のための計画、これが特定保護管理計画というものです。それを定めることができるというふうなことでございます。その計画を立てることによって、狩猟期間の延長でありますとか捕獲頭数の制限の解除などが可能になりますし、生息状況や被害状況に合わせた効果的な防除方法も検討して、効果的な防除による被害の軽減を図ることができるということでございます。さらに、生息環境の保護地域を設定しまして、国と県、民間も含めた形で計画的な森林関係の整備でありますとか、そういったことの対応が行えるようになります。

この下、2番目に移りまして、現在鳥取県におきましてはイノシシとツキノワグマについて保護管理計画を立てております。この度、ニホンジカについても保護管理計画を立てたいということで諮問をさせて頂いたものでございます。

3番目、計画策定の背景ということでございますが、現在ニホンジカの生息頭数が非常に増えているという状況にあります。下のほうの鳥取県図を見て頂きたいと思うんですけれども、シカの分布域を示しております。1978年が左側、2003年が右側の図ということで、生息区域が県の東部地域から西部地域に広がっているというふうな状況があります。具体的には、兵庫県や岡山県からの侵入というものが主体になるうかと思いますが、そういう状況にあります。

はぐって頂きまして裏側でございますが、鳥取県ニホンジカ保護管理計画の概要についてご説明をさせていただきます。計画期間でございますけれども、22年の5月1日から24年の3月31日までの約2カ年間を計画期間とさせて頂きたいということでございます。事務的にちょっと5月1日は難しいかもしれませんが、5月1日を目標にということで計画期間を策定しております。これにつきましては国が第10次計画の計画期間に合わせるということございまして、2ヶ年間というふうな形になります。計画区域は県下全域ということでございます。保護管理の目標としましては、基本的には個体数を削減したい、それから生息域の拡大を抑制したいということ、それからあと、農林業被害等のシカと人間とのあつ鞆を軽減したい、それから森林生態系への影響への軽減と生物多様性の確保というふうなことにしております。個体数管理の目標でございますけれども、農林業被害が顕在化しない生息水準ということで、WPU Eを0.1以下というふうな形で定めております。WPU Eというのは目撃効率というふうなものでございまして、10回狩猟に出て1頭を目撃した時が0.1というふうな確率であり

ます。そういうふうな形にすれば、生息水準もそこに持っていけば、先程申し上げましたように個体数の削減なり生息拡大が抑えられるのではないかというふうな形で目標数値を設定させて頂いております。個体数管理の方法でございますが、具体的には狩猟期間の延長をしたいということでございます。通常であれば11月15日から2月15日というふうな形になるんですが、それを前後半月ずつ延ばしまして、11月1日から2月末までということ。それから、1日当たりの捕獲頭数を解除したいということで、本来であれば1日1頭というのが原則となっておりますけども、それを解除したい。あと、猟法の禁止の解除ということで、くくりわなの直径を自由にすると、12センチ以上でもオーケーにするというふうな形でございます。あとは被害防止対策ということで、下のほうにありますけども、侵入を防ぐ対策としては、集団的、効果的な侵入防止柵の設置、現在、イノシシでよく言われておりますけれども『シシ垣くん』とか、そういうふうな物に代表されるような低コストで効果的な侵入防止柵の導入でありますとか、対策技術の普及でありますとか、人材育成として研修会の開催でありますとか『イノシシ』というふうないわゆる資格制度、そういった形を設定しまして民間指導者を養成するというふうな形で進めて参りたいと考えております。以上でございます。

(鶴崎会長) どうもありがとうございました。以上5件ですか、たくさん報告事項がありましたけれども、ただいまの5つ、どれからでも結構ですので、委員の皆さんご質問等がありましたらお願い致します。どこからでも構いません。はい、お願いします。

(田中委員) この光化学オキシダント濃度の実態調査の概要についてということで、調査結果の概要の汚染源が少ないと考えられる山間部においても光化学オキシダント濃度が高濃度になる実態が把握されたということなんですけども、具体的には、汚染源としては自動車燃料あるいは自動車燃料を燃焼することによって出てくる排気ガスというのが汚染源になると思うんですが、どういう所で観測されたのかということと、観測された時に、山間部ですから盆地のような形になっていると空気が動きにくいということと、さらに晴れた日の、夜晴れたりすると放射冷却で逆転層になって空気が動きにくいとか、そういうふうなことがあるんですが、そういう状況はどうなっていたんでしょうか。分かりますでしょうか。

(若林補佐) すみません、詳細な情報についてはちょっと分からないのが現実なんですけれども、1つ、部分的に、下のほうにも書いてありますけれども、気象条件等で大陸から移流してくるものですか、あるいは成層圏から下りてくるというようなことも考えられるというふうには考えております。

(田中委員) 道路に近い所というわけではないですね、観測箇所は。そういうことは関係ない？

(若林補佐) 申し訳ございません。後でお調べて。

(田中委員) 失礼しました。

(鶴崎会長) 他にはございませんでしょうか。

(近藤委員) 今の話の裏側ですよ。資料5の「平成20年度大気汚染調査結果について」というところで、倉吉についてはこの浮遊粒子状物質というのが6000時間には達していないということなんだけれども、おそらくこれは測られていると思うんですよ。その結果はどうだったのかということと、それから、こっだけ6000時間にいかなかった何か特別な理由があるのかというのをちょっと教えていただきたいんですが。

(若林補佐) 実はこれ、測定装置が故障しました。現実問題としては91日分しか測定ができませんでした。ただ、平成21年3月31日ですけれども機器更新を行って、今は測定が可能ということになっております。

(近藤委員) 測定値自体は一応、ここでいうマルという、そういう測れている部分についてはマルということですか。

(若林補佐) 91日分についてという意味でしょうか。

(近藤委員) そうです。

(若林補佐) すみません、手元にデータがございません。また後でお知らせしたいと思います。

(鶴崎会長) この場所は前もなんか達成していないような感じの所だったような記憶がありますけど、他にはございませんでしょうか。どうぞ。

(石川委員) すみません、資料4の水質測定結果について質問させて頂きたいと思います。3ページ目の地下水の項目なんですけど、鳥取市の項目で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、周辺の農業が要因というご説明が

あったんですが、対策が飲用指導というような話だったかと思うんですけども、その周辺の農業に対しての発生源対策のようなことは何かとられておりましたら教えて頂ければと思います。

(若林補佐) ご指摘のとおり、所有者に対して飲用指導と。現実的には、飲用に供されていないという現実があるところなんですけど、周辺の農業者に対して具体的に対策ということについては、そこまでは今対応はしておりません。

(石川委員) 畜産農家、周辺の農業だとかあるんですけど、硝酸性の汚染で地下水汚染を放置しておりますとどんどん広がりますけど、現段階ではというのは分かるんですけど、是非何らかの対応を講じて頂ければと思います、お願いします。

(鶴崎会長) 他にはいかがでしょうか。

(矢野委員) 同じく地下水のところですが、ここで前にもございました智頭町のトリクロロエチレンですね。恐らく数年たったかと思えますし、5ヶ所の井戸に出ているということですので、このあたりのモニタリングをされて傾向があるかどうか、そのあたりを説明して頂ければと思います。それともう1点、河川のところですが、塩見川でセレンが出てきたということで、これは今年初めての現象ですか。教えて頂ければと思います。

(若林補佐) 最初に智頭町のトリクロロエチレンのお話でございますけれども、これは周辺を今調査をしているところです。現状としましては専門家の意見を聞いて検討しているところなんですけれども原因者がまだはつきり分からないというのが現状でございます。

それと2点目の塩見川のセレンのお話でございますが、過去には環境基準よりも下ということがございます。また平成21年度、昨年度については環境基準を下回っているという状況でございます。

(矢野委員) 先程の智頭のトリクロロエチレンですが、これは各井戸での何か傾向を持った変化ですとか、数年間の劇的な変化というのは見られないというふうに理解して宜しいでしょうか。

(若林補佐) すみません、詳細についてははっきり分かりませんが、現状として原因者というんでしょうか、どこがというふうなことについて今のところは不明という状況だということです。

(矢野委員) ありがとうございます。原因を追究する上でも、この5つの井戸のモニタリングを是非できればと思います。

(鶴崎会長) 他にはございませんでしょうか。どうぞ。

(一澤委員) 資料7のニホンジカ保護管理計画なんですけども、以前北海道で仕事をした時にシカのことをちょっと伺ったことがあったんですが、一度増え始めるとかなり被害が多いと思うんですけども、捕獲数が増えた場合に、シカの肉の利用なども計画されておられるんでしょうか。捕獲数が多分だいぶ増えていくと思いますので、そういったものの利用なんかを計画されるんでしょうか。

(尾崎課長) 捕獲されたシカについての対応なんですけども、現在のところ具体的な動きにはなっておりません。イノシシでありますとかそういうものにつきましては、三朝でありますとか鹿野でありますとか若桜であるとかそういった施設がございますが、そういうふうなところと連携致しまして対応できるものがあればその仕組みづくりも検討して参りたいと考えています。以上でございます。

(一澤委員) もう一つ、林業関係の被害はこうやって計画で出てきますけれども、自然林なんかに関してもかなり大きな被害が出ていると思いますので、そういったほうの調査も必要なんじゃないかと思っています。

(尾崎課長) 具体的に「生態系被害」と呼ばれているものでございまして、実際、氷ノ山でありますとか具体的な事例がございます。被害が出てきつつあるというふうな状況認識をしております。そういうふうなものについては、引き続き定点調査でありますとかそういうものもしながら、ひとまずどういった対応が可能であるのかということも検討していきたいと思っております。以上です。

(鶴崎会長) 今の意見は私もちょっとお願いをしたいなと思っていたんですけども、兵庫とか京都とか私も山によく入るんですけども、あっちのほうに行くともう惨たんたる状況で、柵だらけになっていまして、下草が全然ないんですね、林の下に。被害家族で侵入を防ぐ柵みたいなものを作るみたいなことが書いてありますけども、山とか管理している畑地とか植林地はそれでもいいかもしらんけど、そうでない所にはできないですし、あぁなっちはもうおしまいだから、今のうちに極力積極的に一生懸命数を減らしておかないと大変だなと思う

んですけど、これの管理の方法を見せて頂くと、狩猟期間を延長するとか、なんかそういう規制緩和だけが残っていて、狩猟している人に補助金を出して積極的に捕ってもらうみたいなことは特に盛り込まれてないんですよね。もし可能であればそういう補助金を出して多めに積極的に減らしてもらうということをやぜひ考えて頂きたいと思うんですけども、今のうちにですね。増えてしまってからじゃもう手が付けられないかなと思うんです。非常に影響が、植物が食われるだけではなくて、植物がなくなると昆虫とかもいなくなるということで、非常に切実に感じているところですので。さらに、ヤマビルなんかも増えてきますので。

(尾崎課長) いいでしょうか。現在、狩猟に対する支援制度につきましては大体市町村が事業主体になりまして、県が2分の1を出しまして、狩猟期間であれば1頭5000円、狩猟期間以外であれば1頭が1万円という奨励制度を設けております。それについての記載は今はありませんけども、これについては継続的に実施をしていけたらなというふうな形で考えております。

(鶴崎会長) ありがとうございます。はい、どうぞ。

(松本委員) 私、猟友会でございますけれども、今やはり農林業被害ということになればイノシシ、それからシカということになるわけでございます。イノシシも特定鳥獣保護管理計画によって猟期の延長を図ったり、それから捕獲したのに対しては奨励金を払ったりしております。そして、シカについても奨励金を頂いているというような状況でありますけども、ただシカ肉ということになると、イノシシに比べるとちょっと落ちるわけですね。ですから、調理方法、特に最近は人気のあるのが燻製にして、これを販売したりとか、そういうこともやっているところもあります。それから毛皮につきましては、セーム皮、皮をなめしたものを眼鏡をふいたり、あるいはカメラをふいたり、そういうようなことにも利用しております。それから、肉もいろいろな方法で料理教室でも開いてやれば、もっと人気が出てくれば皆さんも意識が高まってきて、シカを捕ってみようかというような気持ちになられるのではないかと思います。猟友会としても先程申し上げたようなこともいろいろ今後考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

(鶴崎会長) どうぞ宜しくお願いします。他にはご質問、ご意見等ございませんでしょうか。どうぞ。

(中野委員) 資料5の裏面ですが、このOxが鳥取、倉吉、米子は常時測定局があって、智頭、その他、日野に至るまでは観測測定局がないと。22年度の調査を基に今後3年間でこういう山間部においてもこの常時監視の局をつくりたいというような方向ではあるというのは分かるんですが、注意報発令基準が120ppbで、中山町におきましては平成20年度にもう114ppbなので、本当にこういった注意報を出す、発令するような一歩手前まできているじゃないですか。なので、もしもこちら辺の中山町の保育園児たちが外で遊んでいるならば、もう中に入りなさいよとか、そういうこと早急に呼びかけてほしいなと思うわけです。ですから、せめてこの濃度が高濃度となる傾向が4月から5月が高濃度だよということが分かるのであれば、この4月から5月だけでも早急に監視員を付けて頂けたらなと思います。この中山町だけではなくて、この山間部への配慮というのを早急にして頂けたらな思っているところです。

(若林補佐) 宜しいでしょうか。

(鶴崎会長) はい。

(若林補佐) 今年度については、この4月から7月にかけて今年度の山間部を含めた調査というのをやる予定にしております。その結果をもって、増設が必要かどうかという判断をして参りたいというふうに考えています。現状のことを申しますと、注意報発令については、別紙の上のほうの図ですね。鳥取、倉吉、米子という3地区において、鳥取、倉吉、米子の測定局の数字を基にして警報を出す、注意報を出すという現状です。例えば増設をした場合について、その区域ついてまたどうするかということもまたその後の検討ということと考えております。以上です。

(鶴崎会長) 宜しいでしょうか。他にはございませんでしょうか。どうぞ。

(藤原委員) さっきのニホンジカのことに戻んですけども、狩猟期間が長くなるというと、イノシシの狩猟期間と違うわけですよね？ イノシシの狩猟期間は同じで、このニホンジカだけは狩猟期間が長いということですね？

(尾崎課長) 同じ。

(藤原委員) 同じですか。イノシシも長くなる？ イノシシは大体2月15日ぐらいまでではなかったでしたっけ。

(尾崎課長) 基本的にイノシシの狩猟期間に合わせております。

(藤原委員) 分かりました。すみません。

(鶴崎会長) 他にはございませんでしょうか。予定よりちょっと早く進行しておりますので、時間はありますので、また、どうぞ。

(増田委員) 同じくニホンジカのところを聞かせて頂きたいんですが、裏面に「個体数管理の目標」ということで具体的な数値目標、WPU EであるとかCPU E 等出されておりますが、現状としてはこれはどれぐらいの値というの把握されてますか。

(尾崎課長) 現在、WPU Eの数値は5kmメッシュというもので、例えば一番高い所で氷ノ山、そして八東町の辺りなんですけど、2.38という数値でございます。あと、すみません。沖ノ山で3.29という数値があって、次が八東町の辺りで2.38です。氷ノ山の近辺では0.8とか0.1、2というふうな数値でございます。

(増田委員) ありがとうございます。非常に高い値がある所もということですが、これも一律の表現で1時間ということなんでしょうか。

(尾崎課長) はい、そうでございます。基本的に鳥取県内においてシカが確認されているというのは、例えば青谷の遺跡の所でシカの骨が発見されたとかというふうなものでございます。以降、明治、江戸時代でありましてかこの近年になるまで、ほとんど鳥取県内にはシカがいなかった、というふうな状況がございますので、ひとまず鳥取県内において0.1ということにすれば、それなりの存在というか、これまでいなかった所に発生ができていくという状況ですので、以前の状態に戻せるのかなというふうなことでございます。ゼロにするわけではございませんので、ひとまず0.1を目標にしたいと。それも、ひとまずこの計画につきましては今回は2年間の計画でございますが、今度それが終わりますと5ヶ年間の計画になります。5年ごとの見直しというふうな形で見直していきますので、その間こういったCPU E でありますとかWPU Eとかそういう調査をしながらその数値を調整して、保護管理計画を修正なりして参りたいと考えております。

(鶴崎会長) 他にはございませんでしょうか。今、報告事項以外のことで結構ですけども、もし日頃思っておられるようなことで県のほうにお願いしたいこととか質問したいこととかございましたら、この機会にさせて頂ければ。

(中野委員) 主婦の愚痴なんですけれども、この一般廃棄物の中の可燃ごみの55%が水分ということなんですけど、夏場スイカを食べるじゃないですか。スイカの皮がどさっと重たくて、これってどうにかならぬのかなと思いつながら毎年スイカを食べております。鳥取はスイカでも有名なので、この皮の処理ということに関してもちょっと何かひと工夫が考えて頂けたらなというようなところなんです。以上です。

(山根補佐) 確かに、シイタケのかさの部分、メロンとか。実は今年、今日も出席頂いておりますけども、連合婦人会さんとタイアップしまして家庭でできるごみの分別徹底、生ごみにつきましては水切りの徹底とか、包んで捨てる、そういったものを実践して頂くことになっております。それを数値で表して、例えばごみ量は減ったとか、それに伴ってごみ袋代がこれだけ減っていったとか、そういったものを数値で表せばより皆さん方にアピールしやすいかなということで、本年度そういった事業に取り組むわけですけども、そこで水切りというものが常に出て参ります。スイカなんか特に皮の部分はほとんど水分だと思っておりますけども、例えば1日それを簡単に干しておく、それでもかなり取れたりすると思います。そのあたりの効果みたいなことをまた皆さん方にご公表できるかなという具合に思っております。

(鶴崎会長) 他にはございますか。どうぞ。

(岡田委員) 岡田でございますが、前回の審議会の時にレッドデータブックの話をしたと思うんですが、実はそのレッドデータブックは貴重な植物なり動物ということなんですけど、かつて以前に、手元に資料ございますけども、これは地形地質の鳥取県内の優れた場所を地図にして、これを県内の皆さんにPRしたのがあるんです。それと、植物は群落について紹介されていまして、非常に貴重な群落についてもやはり地図にして県内のいろんな所に配布したというような実績がございますので、そういうことにつきましても、私が持っています、

まだ新しいものなんですけども、もう少しこういうものについてもちゃんと注目して頂きたいなと。貴重な植物、動物だけじゃなしに、群落としても非常に大切なものがありますし、地形地質もとても大切な地形地質というものがあるんです。そういうものについてももう少し環境審議会の中で注目して頂きたいというふうに、私の願いなんですけども。

(鶴崎会長) どうもありがとうございます。また皆さんに伝わっているかどうか分からないのですが、前回の審議会の時も、レッドデータブックを作る時に最初の原案ではPDF化みたいなのでかつて話があったのが、皆さんのご意見がたくさん出てしっかり出版形態で出すというふうに県のほうに意見提出して頂いたということがありまして、ありがたく思っております。あの地図も、私はだいぶ前に作業した非常に懐かしいやつなんですけども、その後確かに出ていないんですね。機会があれば私たちも協力したいと思いますし、機会があれば作って頂けたらありがたいと思っております。他にはございませんでしょうか。どうぞ。

(藤原委員) 関連して、鶴崎会長さんもレッドデータブックにかかわっておられるんですけども、前回の審議会の時にも話がありましたけども、具体的に今どのようなところまで話が進んでいるのかちょっと教えて頂けたらと思います。

(尾崎課長) レッドデータブックの作成の現状ということでございますが、現在、動物と植物というふうに分野を分けて、動物のほうは鶴崎会長先生ですし、それから植物のほうはナガマツ先生のほうにお願いをして、それぞれリーダーという形で、中心になる方ということでお願いをしているところでございます。ですから、ちょっと具体的に、まだ現在の状況について植物の先生、永松先生とお話をさせて頂いてなくて状況は分かりませんが、それぞれの先生方から関係者の皆様にご連絡がいつているというふうな状況であると私どものほうは認識しております。ですから現在、調査依頼中、執筆依頼中というふうな状況になっているのではないかとということで認識をしているところです。詳細についてちょっと分かりません。すみません。

(藤原委員) 例えば何部ぐらい発行されるのか、それから何ページ分ぐらいを想定しておられるのかというようなことを、すみませんが。

(尾崎課長) 発行部数、ちょっと数字がないんですけども、印刷は致します。大体300万ぐらいの予算であったかと思しますので、今年度内には発行にこぎつけたいというふうなことでございます。

(鶴崎会長) どうぞ。

(坂本委員) 話は変わっちゃうんですけども、以前に、除草剤をまく代わりに、水質保全のことなんですけれども、大豆カスのペレットをまくと除草剤の代わりになるというのを聞いたことがあるんですが、それがすごく普及したら川の水が汚れないんじゃないかなってすごく喜んだんですけども、そういう普及とか何かご存じでしょうか。

(若林補佐) すみません、大豆かすについてはちょっと私のほうが非常に認識不足で分かっておりませんけれども、例えば農業について環境に優しい農業の推進であったりとか減農薬、減肥料という形で取り組んでいるというのが現状だというふうに認識しております。

(坂本委員) では、皆さん、ご存じないんですか。そうですか。

(鶴崎会長) 宜しいですか。

(平木委員) 今の質問に対してですけれども、大豆かすだけではなくて米ぬかペレットとかというのと、大豆かすと米ぬかペレットを混ぜたのか、いろいろなやり方があるんですけども、やっぱり農薬を、除草剤をまいてぱっと草が消えるというようなことではなくて、やり方によっては成功する方もありますけど、全部が全部成功じゃなくて、まいてお日様がずっと照ってくれなかつたら駄目とか、雨がぱっと降ってそれが土と混ぜてしまったら効果がなくなるとか、いろんなことがあって失敗する方も多いんですね、割合。なので、そういういろんな有機の資材によつての除草方法というのは広まっているようでなかなか広まらないというか、本当に有機農業を目指す人は毎年失敗しても試行錯誤しながらやっていますけど、なかなか除草剤にとって代わるような方法というのがまだ根付いていないというのが状況なので、なかなか難しいかなというふうに思います。

(坂本委員) ありがとうございます。

(鶴崎会長) 他に、どうぞ。

(会見委員) 連合婦人会の会見と申します。先程からの生ごみの処理について、私たち婦人会も今一生懸命取り組んでいるところでございます。ピートモス菌ともみ殻燻炭を使いまして生ごみをとにかく堆肥にする、家庭でもできるということいろいろ繰り返しているところですが、おっしゃられるように水切りがすごく大変なんです。それに対して、私たちの会ではもう常に情報を会員の中から集めまして、いかに水切りをうまくやるかということで一生懸命今やっているところなんです。汚い話をしますと、先程言われたように干してごみにすればいいと言われるんですけど、なかなか、虫も寄ってきますし臭いもしますし、現場では大変苦労しております。一番今やっております、町に対してもですけども、コンポストの補助金を頂いて、できる限り、人様の畑でも借りてでもコンポストを置かせてもらって、いかに魚のごみとかそういうのじゃなくて、野菜のくずとか、おっしゃられるスイカの皮とかメロンの皮とか、そういう物はなるべく自分のところの近いところの畑やらでコンポストの補助をしていくと。それでいろいろ頑張っておりますが、私はこれは継続以外手はないと思っております。ちょっとでも気を抜けば、うちの町でも一昨年1人に4グラムの量が増えてしまったという結果が出ておりますので、絶えず、県のほうも4Rのパンフレットを頂いたり、あらゆる方面で協力して頂いておりますけれども、持続するということととにかく目標を持っていっていきたく思っております。今は、堆肥を作りますと非常に家庭菜園が楽しくございますので、ミニトマトとかそういうものをプランターで作ったり、そういうのに今一生懸命になっています。やれやれやれと苦しい思いをするよりも、片一方からは楽しみながら生ごみ、可燃ごみをミ減らすという事業に取り組んでおりますので、どうぞご協力また宜しくお願い致します。すみません。

(鶴崎会長) 他にございませんでしょうか。どうぞ。

(一澤委員) すみません、2点。1つは今の生ごみの話なんですけれども、うちも2年ほどダンボール堆肥をベランダでしているんですけども、そちらの友の会というところから教えて頂いた方法で、かえって水切りをあまりなくて、多少水分が必要だということで水切りをしないで入れて、魚ですとかたんぱく質は一度湯通しですとか過熱すれば内臓もかなり柔らかくなり、堆肥化するときからは、かき混ぜないといけないんですけども、大変便利に使っています。昔なんか比べて臭いも出ていないんですけども、ピートモスと燻炭で、そういうことで水切りがいらないので、電力も全くかかりませんし、セットで1000円しないので、3ヶ月使えるものなので、こういった方法を知らせていったほうが電気も使いませんし、広がるんじゃないかなと思っています。

あと1つはシカのことなんですけども、確かに増えてしまうと本当取り返しがつかなくて、動物だけでなく植物が全く地表面になくなることによって土壌がかなり流土したりということもガイドさんからはありましたので、頭数の少ない今のうちに自然環境モニタリング調査を今始められておいたほうがいいのかと強く思いました。宜しくお願いします。

(尾崎課長) 頭数につきましては生態系の保全ということで頑張りたいと思いますので、定点調査を実施すると。ただ、具体的な対応といましようか、ものについてなかなか知恵がございませんので、皆様のお知恵を頂ければ本当にありがたいなと思っております。宜しくお願いします。

(鶴崎会長) 他にはございませんでしょうか。宜しいですか。宜しければ、事務局のほうからご連絡があるみたいですので、お願いします。

(三木次長) すみません。ひと言ですけども、いろいろとご意見を頂きまして、それからご質問等で十分お答えできなかったこととございますので、少しその辺を整理させて頂きまして、また委員の皆様方のほうにお返しさせて頂きたいと思っておりますので、ありがとうございました。

(森本課長) それから諸連絡ですけども、廃棄物・リサイクル部会の委員の皆様には部会における今後の進め方等につきましてちょっとご説明したいことがございまして、本日この会が終了しましたら会場の2階の「久松」という部屋でやりますので、移動して頂けたらと思います。

(鶴崎会長) ありがとうございました。それでは、少し予定よりも早く進行致しましたけれども、以上で今日の環境審議会を終了致したいと思います。

私、2年間、審議会会長をさせて頂きましたけれども、大変つたない進行でご迷惑をおかけしたと思っておりますけれども、大変ご協力頂きましてどうもありがとうございました。大変県庁もいろいろ見に来させて頂きました。ありがとうございました。

それでは、今日の議事とかで、またそれ以外でも質問等がありましたら、またいろいろな質問がありましたら、県のほうに質問して頂ければまた回答頂けると思います。それでは、今日は長い時間審議会にご協力頂きましてどうもありがとうございました。失礼します。